

# 中国残留邦人等支援における配偶者支援に係る説明会資料

平成26年2月25、26日

厚生労働省社会・援護局援護企画課

中国残留邦人等支援室

1	制度の概要	
	(1) 制定の経緯・趣旨	1
	(2) 実施機関	1
	(3) 費用負担	1
	(4) 施行までのスケジュール	1
2	配偶者支援金の内容と具体的運用について	2
	(1) 制度の枠組み	2
	(2) 対象者	2
	(3) 申請	3
	(4) 審査	3
	(5) 支給決定	3
	(6) 支給額	4
	(7) 周知等	4
3	支援給付実施要領について	5
4	システムの改修について	5
5	配偶者支援金支給事務にかかる質疑応答（問答）について	5

## 1 制度の概要等

### (1) 制定の経緯・趣旨

・平成19年の法改正により、永住帰国した中国残留邦人等に対しては、満額の老齢基礎年金が支給されるほか、中国残留邦人等及びその配偶者に対して、生活保護と同水準の支援給付が支給されている。

・一方、中国残留邦人等が亡くなった場合、残された配偶者は、中国残留邦人等を中国において長年支え続け、日本に骨を埋める覚悟で来日したものの、中国残留邦人等と同様に、高度経済成長の恩恵を享受することができず、老後の備えが不十分といった事情を抱えているにもかかわらず、支援給付のみが支給されることとなる。

・こうした状況を踏まえ、中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にしてきた日本への永住帰国前からの配偶者に対し、支援給付を受けている中国残留邦人等の死亡後に配偶者支援金（老齢基礎年金の2/3相当額）を支給することとする中国残留邦人等支援法改正法案が臨時国会において全会一致で成立し、平成26年10月1日から施行されることとなった。

（参考資料2～4）

### (2) 実施機関

支援給付を実施する実施機関とする。

### (3) 費用負担

配偶者支援金の財源については、全額国庫で措置する。

システム改修費については、別途負担する（後述）。

### (4) 施行までのスケジュール

5月 ・中国残留邦人等支援に係る全国担当者会議において、具体的運用手順等の説明

・政省令案・関係通知案を提示する予定

6月 改正政省令パブリックコメントの実施

7月 改正政省令公布、関係通知発出。

10月 支給開始。

（参考資料1 スケジュール表）

## 2 配偶者支援金の内容と具体的運用について

### (1) 制度の枠組み

今般の改正後の法第15条第5項では、配偶者支援金の支給に関する必要事項は厚生労働省令で定めることとされており、必要事項は政省令において定め、具体的運用事項については、省令施行通知において定めることとする。制度の主な事項は以下のとおりである。

### (2) 対象者

#### ア 対象者の範囲

(ア) 配偶者支援金の対象は、特定中国残留邦人等が死亡後に、支援給付を受ける権利を有する「特定配偶者」である（改正後の法第15条）。

・「特定配偶者」（改正後の法第2条第3項）

特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して当該特定中国残留邦人等の配偶者（事実婚を含む）である者。

・経過措置による「特定配偶者」（改正法附則第3条）

平成19年改正法附則第4条第1項の規定により支援給付を受けている施行前死亡者の配偶者であって、当該死亡時に特定配偶者に該当する者。

(イ) したがって、

- ・現在配偶者単身で支援給付を受給している特定配偶者に該当する者は法施行月（平成26年10月）から配偶者支援金を受給することとなる。
- ・支援給付を受給せずに配偶者支援金のみ受給することはない。
- ・特定中国残留邦人等の死亡後に特定配偶者が再婚した場合、支援給付を受け権利を喪失し、配偶者支援金も受けられない。
- ・永住帰国前に結婚しともに帰国したが、帰国後に離婚しその後復縁した者は、継続していないため、特定配偶者には該当しない。

こととなる。

#### イ 特定配偶者の確認方法

- ・死亡した特定中国残留邦人等本人又は申請者の戸籍、引揚証明書等の書類により、婚姻年月日、永住帰国日を確認し、永住帰国前から継続して特定中国残留邦人等の配偶者（特定配偶者）であることを確認するものとする。
- ・永住帰国日等不明な点がある場合は、適宜厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室へ照会願いたい。

### (3) 申請

配偶者支援金の支給を受けようとする者は、申請書を実施機関に提出するものとする。

申請書様式、申請書に添付する必要書類、申請書の提出時期等（申請年月日、受理年月日、認定年月日に係る事務処理等）は、おいて省令・関係通知（7月公布・発出予定）によりお示しする。添付書類は、戸籍等永住帰国前から継続して婚姻関係にある事が確認できる書類とする。申請者の負担軽減の観点から、実施機関において保有する過去の書類等から確認できる場合の添付書類の省略や、戸籍又は住民票等の公用による徴取は、差し支えないこととする予定である。

なお、既に中国残留邦人等が死亡している特定配偶者（改正法施行月（平成26年10月）から配偶者支援金を受給できる者）の申請書の提出時期については、省令に「法施行前の申請は、法施行日における申請とみなす。」旨の規定を置くことを考えている。

申請者が改正法施行日に海外渡航中の場合の取扱い等についても、今後お示しする予定である。

### (4) 審査

申請があったものについて、以下の事項について必要な審査を行うものとする。

- (ア) 特定中国残留邦人等本人死亡の事実を確認する。
- (イ) 婚姻成立日が永住帰国日の前日以前であって、継続して婚姻関係があったことを確認する。
- (ウ) 申請者が支援給付受給中であることを確認する。

なお、審査の上で不明な点がある場合は、適宜厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室に照会願いたい。

(参考資料6)

### (5) 支給決定

詳細について、おいて定める予定であるが、概要以下のとおりである。

#### ・支給決定通知書様式

支援給付の支給決定は、各実施機関において「中国残留邦人等に対する支援給付事務取扱細則準則について」（平成20年3月31日社援発第0331011号厚生労働省社会・援護局長通知）において示している生活保護に準じた様式により行われていることと思うが、配偶者支援金の支給決定通知にあたっては、支給決定の要否、程度、方法、決定の理由及び行政不服審査法又は行政事件訴訟法の規定による教示を記載した書面をもって通知されたい。当該内容が記載

されていれば、支援給付支給決定通知書に追加して通知することも差し支えないので、よろしくお願ひしたい。

実施機関によりシステムの態様が異なるため、一律に提示し実施機関の負担になることを避けるため、決定通知書の案を例示するので、参考にし実施機関により定められたい。

(参考資料7)

- ・支給の方法は、月を単位として支給とし、日割りはしない。
- ・支援給付額と配偶者支援金を合算して支払いを行って差し支えない。
- ・支援給付を収入超過等により受けられない場合は配偶者支援金も支給されない。なお、医療支援給付のみ単給受給の場合等は支給される。

#### ・支給の時期

特定中国残留邦人等が死亡した日の属する月の翌月以降とする。改正法施行前に特定中国残留邦人等が死亡している場合は、改正法施行月（平成26年10月）から支給とする。

なお、配偶者支援金も生活保護法の規定の例によることから、生活保護法第24条第3項により、原則として申請のあった日から14日以内に要否決定の通知をしなければならない。

- ・支給決定にあたって、認定に過誤等があった場合は返還の対象となる。

### (6) 支給額

- ・老齢基礎年金の月額に3分の2を乗じた額である。
- ・老齢基礎年金の額同様、端数処理は1円未満を切り捨てとする予定である。
- ・額の改定があった場合は、改定月から変更する予定である。

(例 10月に年金額改定があった場合、年金が実際に支給される12月ではなく、10月とする。)

- ・配偶者支援金は支援給付の収入認定の対象とならない。

### (7) 周知等

今後制度説明のためのリーフレット（中国語版、ロシア語版）を作成しお示しする予定であるので、適宜活用し、6月の支援給付の収入申告書提出時等において、中国残留邦人等に対して、制度開始までに十分な理解が得られるよう説明・周知願ひたい。

また、配偶者支援金を受給される者の申請漏れがないよう、留意願ひたい。

### 3 支援給付実施要領について

今回の法改正により、特定配偶者が支援対象に定められたことにより、支援給付の実施要領及び関係通知の改正を予定しており、今後お示しする予定である（7月を予定している。）。

生活保護法改正に伴う実施要領の改正については、改正時期が相違する場合がありますので、承知願いたい。

なお、改正法施行後に支援給付の対象となる配偶者の範囲は、特定配偶者及び改正法施行時に現に支援給付の受給対象となっている非特定配偶者である。非特定配偶者で、改正法施行時に支援給付の受給対象となっていない場合は、支援給付の受給対象とならない。

### 4 システムの改修について

自治体によっては、現用システムの改修等が必要になることも考えられる。この場合、緊急雇用創出事業臨時特例交付金（住まい対策拡充等支援事業）の補助対象とすることとしているので、自治体全体のシステム構築に係る計画等の諸事情を十分検討の上、予算措置等をお願いしたい。

25年度補正予算により基金に対して拠出されており、26年度末までの執行により改修していただくこととなる。

既に説明したとおり、支給決定通知書の様式をお示ししたので、これらを参考にされたい。なお、システム改修にあたり、仕様に疑義がある場合は、実施機関又はシステム会社から直接厚生労働省社会・援護局援護企画課中国残留邦人等支援室あて照会いただいても差し支えないので、よろしくをお願いしたい。

（参考資料1 スケジュール表）

### 5 配偶者支援金支給事務にかかる質疑応答（問答）について

現在整備中のところ、別途お示しする予定である。